

一般質問の順序及び質問の概要

6月11日（木）・12日（金）午後6時（場所 小野町役場 2階 議場）

順序	質問議員	質問内容及び要旨
1	緑川久子議員	<p>1 部活移動中の磐越自動車道でのマイクロバス事故について</p> <p>①小・中学校の部活移動の安全対策について</p> <p>磐越自動車道で高校生など21人が死傷したマイクロバス事故は、部活動などに伴う移動手段の安全管理が問題になっている。県教育委員会では、貸し切りバス安全ガイドラインの周知など安全確保に向けた対策を検討している。小・中学校の部活移動の安全対策について伺いたい。</p> <p>2 中高年の運動器疾患と介護予防の取り組みについて</p> <p>①福島医大のロコモティブシンドローム改善に向けたトレーニングアプリの活用について</p> <p>将来、介護が必要になる危険性が高まるロコモの該当者が全国で4千万人を超え、中高年の運動器疾患が課題になっている。健康増進や介護予防の取り組みとして、福島医大で開発した世界初のロコモ改善に向けた運動の習慣化実証をしたトレーニングアプリを活用してはどうか。</p> <p>3 新庁舎建設について</p> <p>①中東情勢の影響による新庁舎事業計画について</p> <p>現在の概算事業費が約34億4千万円と基本計画時より、約6億1千万円程度増えている。今後も先の見えない中東情勢により、更なる物価の高騰や資材不足などで、工事の進捗状況や財源面でも影響を及ぼすことが予想される。今後の事業計画の見通しについて伺いたい。</p>

順序	質問議員	質問内容及び要旨
2	國分順一議員	<p>1 一般行政について</p> <p>①特色ある町づくりについて 町ににぎわいを見せるために何かに特化した町づくりを進め、それに対して施策を充実させ、交流人口、移住人口を増加させ特色ある町づくりをするべきと考えるが、町の考えを伺いたい。</p> <p>2 企業誘致について</p> <p>①これまでの町の企業誘致の取り組みについて 企業誘致は雇用の場を創出するために大変重要であるが、町ではこれまでどのように取り組まれてきたのか伺いたい。</p> <p>②今後の町の企業誘致について 県は雇用の場を創出し県外流出を抑制するための計画を作ることになったが、町として企業誘致を進めるためにも積極的に関わりを持つべきと考えるが、町の考えを伺いたい。</p> <p>3 スクールバスの運行について</p> <p>①低学年のスクールバスの運行基準について 小学1年生の時はスクールバスを利用できたが乗車基準により、2年生からは利用できない児童がいる。歩くことはとても重要だと思うが低学年の児童への柔軟な対応を検討してはいかがかと思うが、町の考えを教育長に伺いたい。</p> <p>②降車後について バスを降りてから長い距離を歩く児童・生徒がいるのではないかと推測するが、町として長距離を歩いている児童・生徒がどの程度いるのか伺いたい。</p> <p>③乗車条件の見直しについて 学年によって乗車条件の距離が違っている。乗車条件の見直しを検討するべきと考えるが、町の考えを伺いたい。</p> <p>4 情報発信について</p> <p>①データ放送について データ放送は、高齢者の方などデジタル機器を使用しない、または通話しか使用しない方には大変良いものと思われるが、閲覧者数など現在の利用状況はどのようになっているのか伺いたい。</p>

順序	質問議員	質問内容及び要旨
3	會田百合子 議員	<p>1 一般行政について</p> <p>①子ども・子育て支援金による住民負担増の問題について 国民健康保険等の公的医療保険に上乗せして徴収される「子ども・子育て支援金」について制度の概要と被保険者の負担増は、どの程度になるのか伺いたい。</p> <p>②子ども・子育て支援金による住民負担増の問題について 「独身税」とも言われる本制度は新たな不公平感を生むなど制度として問題がある。物価高騰が家計を直撃しており住民負担を強いる本制度について町民への説明を十分行ったうえで、国へも住民の負担が少しでも少なくなるよう制度の再考を促すべきと考える。</p> <p>③こども政策の適正化について 町では、子ども・子育て関連事業は、主としてどのような成果を目的として実施しているのか。政策の適正化と財政健全化を進めるために各事業について事業の見直しや廃止を行っているのか伺いたい。</p> <p>2 作詩コンクール楽曲制作事業について</p> <p>①楽曲「翔」～はばたく～の活用方法について 作詩コンクールで応募された作品が完成品となったが、町としてどのようにPRをして周知して活用されていくのか伺いたい。</p>

順序	質問議員	質問内容及び要旨
4	竹川里志議員	1 教育行政について
		①スクールバス運行事業の現況について 旧飯豊村、旧夏井村エリアの遠方からの通学利便性と年間約1億円に及ぶ公費負担のバランスと距離一律の形骸化と小野町が抱える現状を伺いたい。
		②希望される生徒の乗車について 距離一律の形骸化と防犯上の不安や気象の激甚化、そして家庭の送迎負担という現代の状況に合わせるべきと考えるが教育長に伺いたい。
		2 一般行政について
		①スクールバスとデマンド交通を併用した取り組みについて 他自治体では従来の学校専用バスという枠組を外し、「地域の足」との統合を進める動きが加速しているが、大型バスの定期運行をやめ、希望がある日、場所に合わせたワゴン車のデマンド運行の考えを伺いたい。
		3 一般行政について
①地域おこし協力隊の現況について 地域おこし協力隊のこれまでの活動実態や町内への定住・定着の現況を伺いたい。		
②地域おこし協力隊の「卒隊」の内容について おのまち広報5月号の地域おこし協力隊の卒隊に際しての提言は町に今後の対策を考えてほしいという問題提起と思うが、町長の考えを伺いたい。		

順序	質問議員	質問内容及び要旨
5	古崎泰介議員	1 小学生の学校生活について
		①小野小へのスクールバス乗り入れについて 現在は拡幅された小野小学校前の道路からスクールバスが進入することはないが、今後も学校敷地内で児童がスクールバスに乗降する予定はないのか伺いたい。
		②児童と送迎等の車の導線について 小野小学校の駐車場は体育館横にあり、校庭へ移動する際や下校時の児童の導線に送迎で駐車場を利用する車が交差することがある。事故を未然に防ぐべく現状を見直すべきだと考えるが、伺いたい。
		③放課後子ども教室の場所について 放課後子ども教室は勤労青少年ホームの二階で開かれているが、不特定多数の人が出入りできる建物であるため、防犯面に不安がある。児童の安全確保の為、場所を移動できないかと考えるが、町の考えを伺いたい。
		④放課後児童クラブ利用者が療育施設へ通所する際の対応について 認定こども園においては、療育施設による送迎に対し園の職員が対応しているが、キラッと☆おのを利用する学童が療育施設へ通所する場合にも同様の対応ができるのか伺いたい。
		2 空き公共施設の活用について
		①小野中の空き教室について 小野中学校にある空き教室活用方法の案として、下校時のスクールバスを待つ小中学生のために利用できないかと考えるが、町の考えを伺いたい。
		②小野小の空き教室について 小野小学校の空き教室の活用方法として、認定こども園のランチルームの実例を参考に給食の時間に食堂として利用することを提案するが、町の考えを伺いたい。
		③現・子育て支援課事務室の今後について 新庁舎供用開始後に現在の子育て支援課の事務室は、どのように利用されるのか。具体案として、民間団体に貸出することを考えるが、町の考えを伺いたい。
		3 交流人口を増やす取り組みについて
		①交差点の地点名標識について 全国各地の主要道路の交差点には地点名標識があるが、町内においては見かけることがない。設置されれば利便性が上がるので、導入を検討してはどうかと考えるが、町の考えを伺いたい。
		②スポーツ・文化団体の情報について 町内でスポーツや文化活動を目的に結成されている団体がどれだけの数があり、どのような活動をしているのか情報を収集し、内外に発信することで、交流人口増につながると考えるが、町の考えを伺いたい。

③町の暮らしを体験する展覧会について

各大学ではオープンキャンパスを開催し受験生へ学校を宣伝しているが、これを参考に新規住民を獲得する為の町の展覧会を開催してみてもどうかと考えるが、伺いたい。

④地域おこし協力隊の受け入れと定着について

地域おこし協力隊を募集するにあたり、隊員の活躍の場を民間や地域に広げることや将来の町に欠かせない人財として任期中から地域で迎え入れることが重要だと考えるが、町の考えを伺いたい。

順序	質問議員	質問内容及び要旨
6	羽生洋市議員	<p>1 一般行政について</p> <p>①役場職員の勤務実態について</p> <p>以前にも同僚議員から質問しましたが、役場職員の勤務実態について、改めて質問します。例えば高齢者社会、一人暮らしの世帯が多くなれば、一層、役場職員の業務も増え、対策検討もままならない状況となると思います。現在の役場職員の勤務実態について伺いたい。</p> <p>②行政区における担い手不足について</p> <p>小野町は、他の地域と同様、確実に高齢化が進んでいる。行政区についても同様で、次の担い手が不足している行政区が発生している。また、一人暮らしの世帯も増加し、組長が担当出来ないとの申出も発生している。回覧板についても隣に持っていく事も不自由な状況も見られる。行政区の担い手不足についてを伺いたい。</p>

《傍聴される皆様へ》 傍聴にあたっては、次のことをお守りください。

- 談笑したり、むやみに席を立ったりしないで、静かに傍聴してください。
- 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに切り替えてください。
- その他、会議の妨害となるような行為（飲食・喫煙・写真撮影等）はしないでください。
- 係員の指示に従ってください。